次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
社会福祉法人　めぐみ厚生センター　行動計画

職員が仕事と子育てや介護を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、また、女性が個性と能力を十分に発揮し、長く勤められる職場環境を整備すると共に、管理職として活躍できるように、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和7年4月1日～令和12年3月31日まで　5年間

２．内　　容

〈次世代育成支援対策推進法〉

目 標 １	産前産後休業や育児休業、休業期間、育児休業給付、育児中の社会保険料免除など、制度周知のための情報提供を継続して行う。

【 取組内容 】

◇ 令和7年4月　～　最新の制度に関するパンフレットや資料を、各事業所の見やすい場所に掲示、または備え付ける。

◇ 令和7年4月　～　男性職員の育児休業取得に関する啓蒙と取得促進に向けた情報提供を行う。

目 標 ２	所定外労働の削減と業務の見直しを行い、業務の効率化・省力化を図り、「ノー残業デー」を設定して実施する。

【 取組内容 】

◇ 令和7年4月　～　各事業所・各部署ごとに業務の見直しを行い、業務の効率化・省力化に努める。

◇ 令和7年4月　～　各事業所で「ノー残業デー」を設定して実施する。

〈女性活躍推進法〉

目 標 ３	管理職（課長以上）に占める女性労働者の割合を40％以上にする。

【 取組内容 】

◇ 令和7年4月　～　管理職候補となる女性労働者の育成を行う。

◇ 令和7年4月　～　管理職候補の女性労働者に、今後のキャリアプランに関する面談を実施する。